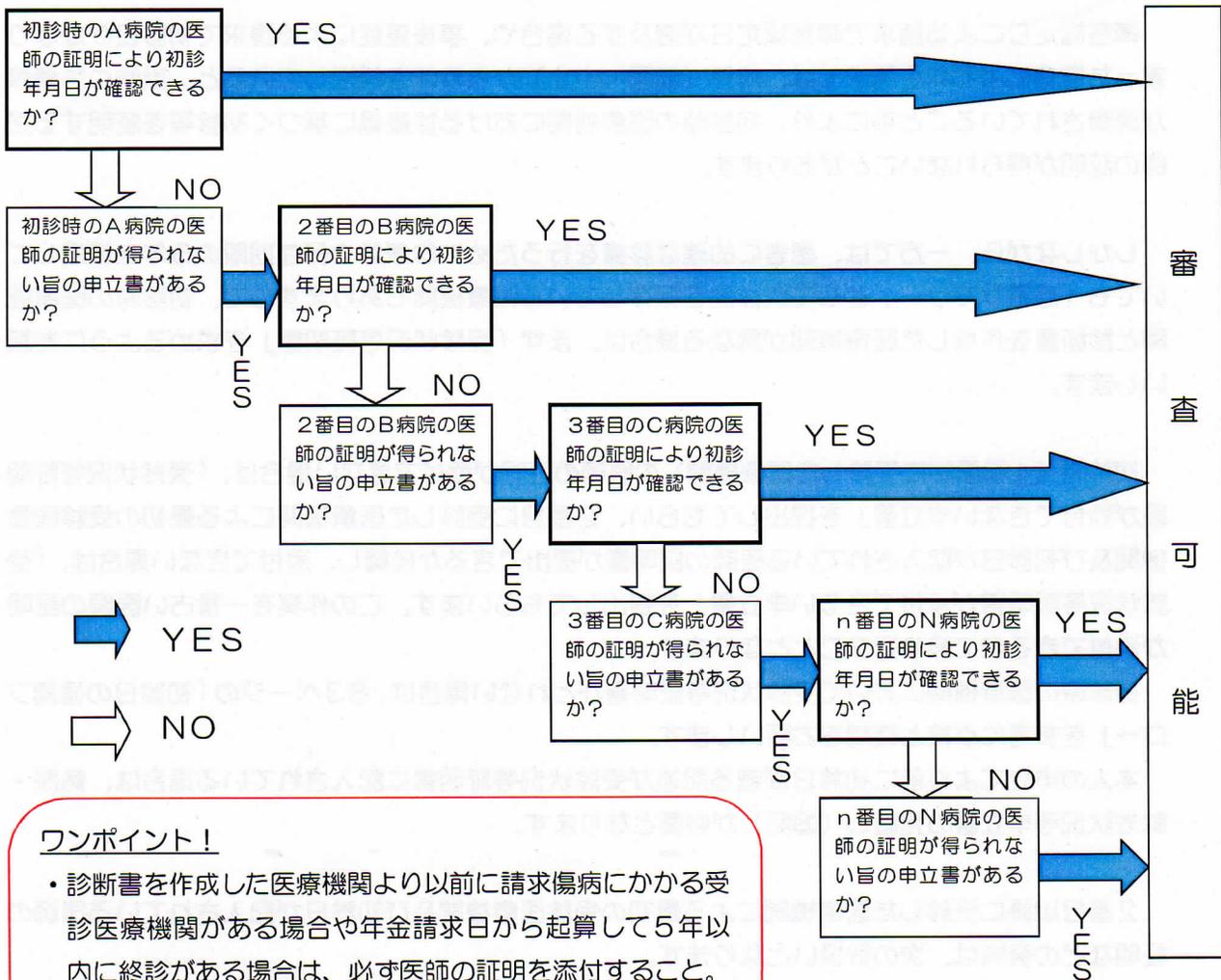


初診日の確認フロー



ワンポイント!

- ・ 診断書を作成した医療機関より以前に請求傷病にかかる受診医療機関がある場合や年金請求日から起算して5年以内に終診がある場合は、必ず医師の証明を添付すること。
- ・ 初診時の医師の証明が添付できない場合は、可能な限り受診状況などが確認できる参考資料を添付するよう案内すること。

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、初診時の医師の証明が添付できない場合は、次の書類の（写）を「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

(1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

→ 手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。